

パート社員の能力をより有効に発揮してもらうために

パート社員を雇用されている事業主の皆さん、

労務管理について、こんな疑問や問題はありませんか？

パート社員の不満に  
どう対応したらよいのか…

わが社の人事制度は  
「公正な待遇」になって  
いるのか？

パート社員の賃金は今の  
決め方でいいのかな？



そんな疑問や問題点を解決するには・・・

**「職務分析・職務評価」が有効です**

職務分析：職務の内容を整理し明確にすること

職務評価：それぞれの職務の大きさを明確にすること

そのために

**雇用均等コンサルタント**を  
活用してみませんか？

「雇用均等コンサルタント」とは、  
事業所の要望に応じて、職務説明書の作成や、賃金・人事制度の構築を  
支援するために労働局が派遣する人事労務の専門家です。

～パートタイム労働法が求める3つのポイント～



パート社員の待遇を、「働き」や「貢献」に見合った待遇にする。



パート社員の待遇を、正社員との働き方の違いに応じた「均衡待遇」とする。

働き方の違いを比較する要素

- ①職務の内容（業務の内容と責任の程度）
- ②人材活用の仕組みや運用など（転勤や配置変更の有無と範囲）
- ③契約期間



パート社員の待遇の決定要素について、パート社員への説明責任を果たす。

職務分析に基づいた職務説明書を示すことで、職務の内容を考慮した納得性のある待遇であることを説明できます。

問い合わせ・申込先：栃木労働局雇用均等室  
〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3F  
TEL：028-633-2795 FAX：028-637-5998

雇用均等コンサルタント利用申込書

平成 年 月 日

事業所名				
所在地	〒			
電話番号	(電話番号:                   —                   —                   )			
事業内容				
担当者名				
労働者数	正社員	パートタイム労働者	その他	合計

- この申込書にご記入の上、FAXでお申し込みください。
- 訪問日時等につきましては、雇用均等コンサルタントよりご担当者様あてに連絡させていただき、調整させていただきます。

<雇用均等コンサルタントから一言メッセージ!!>

**[どうぞ、この機会に「職務分析・職務評価」の実施をご検討ください！  
また、電話でのご相談にも対応させていただいております。  
お気軽に、栃木労働局雇用均等室まで、ご連絡ください。]**

《電話番号 : 028-633-2795    FAX : 028-637-5998》